

<p style="text-align: center;">適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則 (2025年3月26日 制定)</p>	<p style="text-align: center;">「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に関するガイドライン (2025年3月26日 制定)</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、会員が適格機関投資家に対して行う適格新規暗号資産の販売業務等に関して、必要な事項を定める。</p>	<p>第1条関係</p> <p>企業等（発行者）が暗号資産を発行してこれを販売することにより資金調達を行う場合、発行者が当該暗号資産の販売を自ら行う行為は、「暗号資産の売買」又は「他の暗号資産との交換」に該当し、かかる行為を業として行う場合には、暗号資産交換業に該当します。</p> <p>しかし、暗号資産交換業者たる会員が、本規則に基づき、発行者から適格新規暗号資産の販売の全部の委託を受けてこれを行う場合は、発行者による暗号資産交換業の登録は不要と考えられます（注1）。</p> <p>（注1）例えば、暗号資産交換業者である会員が、発行者から委託を受けて適格新規暗号資産の販売行為の全ての取次（自己の名義、他人の計算による販売）を行う場合は、発行者による暗号資産交換業の登録は不要です。</p> <p>適格新規暗号資産の販売については、「新規暗号資産の販売に関する規則」に基づく新規暗号資産の販売と同様に、発行者による資金調達としての性格が認められるため、発行者による一定の情報開示等が必要となる一方で、購入者となる適格機関投資家は、その知識、経験、財産の状況から、適格新規暗号資産の販売に係る適切なリスク管理が可能と考えられます。</p> <p>そこで、会員が、本規則に従って適格新規暗号資産の販売を行う場合は「暗号資産の取扱いに関する規則」、「新規暗号資産の販売に関する規則」その他本規則第10条各号に定める各種規則の適用を除外することとし、適格新規暗号資産の販売に関して必要な事項を定めることを目的として、本規則を定めるものとします。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 発行 暗号資産を新たに生成した上で、利用者に対して当該暗号資産を交付し利用できる状態に置く行為をいう。</p> <p>(2) 発行者 適格新規暗号資産を発行する者をいう。</p> <p>(3) 適格機関投資家 金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。</p> <p>(4) 販売契約 適格新規暗号資産の販売に係る契約をいう。</p> <p>(5) 購入者 販売契約の相手方として適格新規暗号資産を購入する者（適格新規暗号資産を受領する権利を購入する者を含む。）をいう。</p> <p>(6) 適格新規暗号資産 発行者が発行する暗号資産であって、移転制限が付されているものをいう。</p> <p>(7) 移転制限</p>	<p>第2条第3号関係</p> <p>投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合は、適格機関投資家に含まれます（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第18号参照）。</p> <p>第2条第7号イ関係</p>

次のいずれにも該当する技術上及び契約上の制限をいう。

- イ 移転制限解除事由が生じた場合を除き、暗号資産を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
- ロ 移転制限解除事由が生じた場合を除き、契約上の地位及びその権利義務を適格機関投資家以外の者に譲渡することができない旨を定めた暗号資産の売却等に係る契約が締結されていること。

(8) 移転制限解除事由

適格新規暗号資産に関する次に掲げる事由の全部又は一部を総称していう。

- イ 暗号資産交換業者による「新規暗号資産の販売に関する規則」に基づく新規暗号資産の販売
- ロ 暗号資産交換業者による「暗号資産の取扱いに関する規則」に基づく暗号資産の取扱いの開始
- ハ 海外の暗号資産取引所におけるイ又はロに準じた取引の開始

(9) 適格新規暗号資産の販売

適格機関投資家のみを相手方とする、適格新規暗号資産を売却する行為又は適格新規暗号資産と他の暗号資産を交換する行為のうち、当該行為によってはじめて発行者及び会員以外の第三者が当該適格新規暗号資産を取得するものをいい、適格新規暗号資産を受領する権利を売却し又は当該権利と他の暗号資産を交換する行為を含む。

(10) 適格新規暗号資産の販売業務

発行者から適格新規暗号資産の販売の全部の委託を受けて行う販売契約の締結に係る業務

(11) 適格新規暗号資産の管理業務

適格新規暗号資産の販売業務を行った適格新規暗号資産につき、当該適格新規暗号資産の購入

「暗号資産を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置」とは、例えば、以下のよう技術的措置が講じられているものをいいます。なお、当該技術的措置の基本的な考え方については、「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」第3条第2号に規定する「暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置」の解釈に従うものとします。

- ① 発行者等がブロックチェーンに係るプログラム（以下「ロックアップコード」といいます。）を用いて、一定期間が経過し、又は特定の条件が成立しなければ、（購入者を含む）暗号資産の保有者が暗号資産を移転できないようにする措置
- ② 暗号資産交換業者等の、（購入者を含む）暗号資産の保有者のためにウォレットの管理をする者がそのウォレットを凍結する措置
- ③ マルチ・シグネチャ方式における複数の秘密鍵又は分割された秘密鍵の分散片の一部を、（購入者を含む）暗号資産の保有者やその関係者以外の者が管理することにより、保有者のみによっては暗号資産の移転の制限を解除できないようにする措置

第2条第7号ロ関係

「契約上の地位及びその権利義務を適格機関投資家以外の者に譲渡することができない旨を定めた暗号資産の売却等に係る契約」とは、当該契約上の地位等を譲り受けようとする者が適格機関投資家である場合に、当該譲渡について販売契約の相手方である会員の承諾を得ることを含むものとします。

第2条第8号関係

「適格新規暗号資産に関する次に掲げる事由」には、適格機関投資家以外の者を利用者とする暗号資産交換業の提供が開始されたことにより、取り扱う適格新規暗号資産の名称中に付した「プロ向け」の文言が除外された暗号資産の名称として資金決済法第63条の6第1項の規定による届出がなされた当該暗号資産に関する同号各号に掲げる事由を含むものとします。

第2条第8号ハ関係

「海外の暗号資産取引所」とは、外国暗号資産交換業者のほか、暗号資産交換業者と同様の暗号資産取引サービスを提供する外国に所在する事業者を広く含みます。

なお、海外の暗号資産取引所において適格新規暗号資産が上場又はIEOされた場合、当該事象は移転制限解除事由に該当することにはなりますが、購入者が海外の暗号資産取引所で適格新規暗号資産を売却等する場合、当該海外取引所の行為が暗号資産交換業に該当しない態様（例えば、会員が購入者を取り次いで処分する等）により行う必要があります。

第2条第9号関係

「適格新規暗号資産を受領する権利を売却し又は当該権利と他の暗号資産を交換する行為」には、例えば、SAFT（Simple Agreement for Future Token）と呼ばれる、将来発行されるトークンの付与を受けられる権利を購入する契約が含まれます。

<p>者から委託を受けて行う管理に係る業務</p>	
<p>(適格新規暗号資産等の届出)</p> <p>第3条 会員は、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受ける場合は、あらかじめ発行者から、次に掲げる事項の届出を受けるものとする。</p> <p>(1) 適格新規暗号資産の名称</p> <p>(2) 適格新規暗号資産の発行者及び関係者に関する事項</p> <p>(3) 適格新規暗号資産及び記録台帳の技術に関する事項</p> <p>(4) 適格新規暗号資産に関連するプロジェクトに関する事項</p> <p>(5) 購入者となる適格機関投資家の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>(6) 購入者が適格機関投資家であることを確認できる資料</p>	<p>第3条関係</p> <p>届出の時点で適格新規暗号資産が発行されていない場合、発行体から、各項目について、その時点で予定されている内容（未定の場合は、その旨）についての届出を受領してください。</p> <p>また、会員は、発行者から「購入者となる適格機関投資家の氏名又は名称及び住所又は所在地」の届出を受けるに際しては、発行者が (i) 適格機関投資家の情報を会員、協会及び当局に対して提供すること並びに (ii) 会員が適格機関投資家に対して販売契約の締結の勧誘を行うことについて当該適格機関投資家から承諾を得たことを確認するものとする。</p>
<p>(発行者の確認)</p> <p>第4条 会員は、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受ける場合は、発行者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と関係がないことの確認を行わなければならない。</p> <p>2 会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受けてはならない。</p> <p>3 会員は、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受ける場合は、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に基づいて、発行者の取引時確認その他当該販売の受託がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第4条第3項関係</p> <p>「販売の受託がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されることを防止するために必要な措置」として、</p> <p>例えば、発行者の氏名、保有するアドレスその他の把握した情報を踏まえて、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に基づく発行者のスクリーニング及び取引モニタリングの実施その他の検証（ブロックチェーン解析ツールを用いた検証を含む。）を実施した結果、会員自らが定める適切な利用者管理を実施できないと判断した場合は、適格新規暗号資産の販売の委託を謝絶する等のリスク低減を図ることも考えられます。</p>
<p>(購入者の確認)</p> <p>第5条 会員は、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受ける場合は、購入者が次の各号のいずれにも該当することを確認しなければならない。</p> <p>(1) 反社会的勢力でないこと</p> <p>(2) 反社会的勢力と関係がないこと</p> <p>(3) 適格機関投資家であること</p> <p>2 会員は、購入者が前項各号のいずれかに該当しないことが認められたときは、当該購入者との間で販売契約を締結してはならないものとし、当該購入者との販売契約に関し、発行者からの適格新規暗号資産の販売の委託を解除しなければならない。</p> <p>3 会員は、購入者との間で販売契約を締結する場合は、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に基づいて、当該購入者の取引時確認その他当該販売の受託がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第5条第3項関係</p> <p>「販売の受託がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されることを防止するために必要な措置」として、</p> <p>例えば、購入者の氏名、保有するアドレスその他の把握した情報を踏まえて、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に基づく購入者のスクリーニング及び取引モニタリングの実施その他の検証（ブロックチェーン解析ツールを用いた検証を含む。）を実施した結果、会員自らが定める適切な利用者管理を実施できないと判断した場合は、当該購入者との間の販売契約や適格新規暗号資産の販売の委託を謝絶する等のリスク低減を図ることも考えられます。</p>
<p>(販売契約の内容の確認等)</p> <p>第6条 会員は、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受ける場合は、販売契約の内容に次に掲げる事項が含まれていることを確認しなければならない。</p> <p>(1) 適格新規暗号資産に移転制限が付されている旨及び移転制限の内容</p> <p>(2) 移転制限解除事由の内容</p>	<p>第6条第1項関係</p> <p>会員は、適格新規暗号資産の販売業務を行う場合、販売契約の内容に本条項各号に掲げる事項が含まれていることを確認すれば足り、当該各号に係る事項の内容の真実性及び正確性を確認する義務を負うものではありません。</p> <p>例えば、「適格新規暗号資産に移転制限が付されている旨及び移転制限の内容」については、購入者が当該移転制</p>

<p>(3) 販売契約の締結時点で適格新規暗号資産が発行されていない場合はその旨</p> <p>(4) 販売契約の締結時点で適格新規暗号資産が発行されているが引渡しに条件が付されている場合はその旨</p> <p>(5) 上記(3)又は(4)の場合は、適格新規暗号資産の引渡条件</p> <p>(6) 適格新規暗号資産又は販売契約上の地位等を適格機関投資家以外の者へ譲渡することができないこと</p> <p>(7) 適格新規暗号資産又は販売契約上の地位等を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該譲渡後においても移転制限が維持されるための条件</p> <p>2 会員は、適格新規暗号資産の販売業務を実施する場合は、適格新規暗号資産の売主として販売契約の当事者とならなければならない。</p>	<p>限の概要を理解できるよう分かりやすく記載されているかの観点から確認を行うことが考えられます（但し、ソースコードを確認することまでは求められていません。）。</p> <p>第6条第1項第7号関係</p> <p>「適格新規暗号資産又は販売契約上の地位等を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該譲渡後においても移転制限が維持されるための条件」として、例えば、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じて、当該①又は②に定める条件とすることが考えられます。</p> <p>1 適格新規暗号資産を譲渡する場合</p> <p>ア 発行者をして、移転制限解除事由が生じた場合を除き、適格新規暗号資産を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置をとること</p> <p>イ 適格新規暗号資産を譲渡しようとする者は、譲り受けようとする者をして、販売契約における買主の義務に拘束されることに同意する旨の書面を発行者に対して提出させること</p> <p>2 販売契約上の地位等を譲渡する場合</p> <p>ア 譲り受けようとする者が、移転制限解除事由の生じた場合を除き、適格機関投資家以外の者に販売契約上の地位等を譲渡できない義務を負うこと</p> <p>イ 適格新規暗号資産を譲渡しようとする者は、譲り受けようとする者をして、販売契約における買主の義務に拘束されることに同意する旨の書面を発行者に対して提出させること</p> <p>第6条第2項関係</p> <p>例えば、暗号資産交換業者である会員が、発行者から委託を受けて適格新規暗号資産の販売の取次を行う場合、売買の法的性質（当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対して代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずること（民法第555条））に鑑みれば、会員は、販売契約上の売主として、適格新規暗号資産（又は当該適格新規暗号資産を受領できる権利）を購入者へ移転し、また、購入者から販売契約において合意された対価を受領する義務を負担する必要があると考えられます。</p> <p>但し、売買契約の経済的効果が（取次元である）発行者に帰属する取次の法的性質を踏まえると、売主としての暗号資産交換業者及び購入者に加えて、発行者が販売契約の当事者となることは差し支えありません。</p> <p>また、かかる取次の法的性質に鑑みれば、会員が売主としての義務を負担することを条件に、販売契約において以下のような取り決めを行うことも可能です。</p> <p>1 販売の対価の支払先として、発行者の銀行口座又はブロックチェーンアドレスを指定すること。</p> <p>2 適格新規暗号資産の引渡義務について、発行者をして履行（暗号資産の引渡し）を行わせること。</p> <p>3 発行者が適格新規暗号資産の内容及び販売に関する表明保証を行い、売主たる会員はその表明保証事項の真实性を確認する義務を負わないこと。</p> <p>4 販売契約上、会員が負担する責任（但し、本規則に基づき会員に求められる義務の違反によって生じる責任その他商慣習上求められる必要最小限度の義務（暴排条項や守秘義務等）を除く。）の範囲を限定し、それ以外の売主としての販売契約上の責任を発行者が負担すること。</p> <p>5 販売契約上、会員の売主としての販売契約上の権利の全部又は一部を発行者も取得し、行使できること。</p>
<p>(協会への届出)</p>	

<p>第7条 会員は、第4条から前条第1項に基づく確認が完了した場合は、〔別紙様式〕の内容にしたがって、第3条各号に掲げる事項を協会及び当局に対してそれぞれ届け出るものとする。</p> <p>2 会員は、前項に基づく届出及び資金決済法第63条の6第1項に基づく当局への届出が受理されるまでの間、当該届出に係る適格新規暗号資産の販売契約を購入者との間で締結してはならない。</p>	<p>第7条第2項関係</p> <p>会員は、適格新規暗号資産の販売業務等に関して暗号資産を取り扱うために資金決済法第63条の6第1項の規定による届出を行う場合には、取り扱う暗号資産の名称中に「プロ向け」の文言を付した上で当該届出を行うことにより、当該暗号資産が適格機関投資家のみを相手方として取り扱われるものであることを明示する必要があります。</p> <p>また、会員が、適格新規暗号資産の販売業務等に関して取り扱う暗号資産について、適格機関投資家以外の者を利用者とする暗号資産交換業の提供を開始することは、新たな暗号資産の取扱いに当たり、取り扱う暗号資産の名称中に付した「プロ向け」の文言を除いた上で、改めて資金決済法第63条の6第1項の規定による届出を行う必要があります。</p>
<p>(購入者への情報提供)</p> <p>第8条 会員は、販売契約を購入者との間で締結する場合は、あらかじめ、購入者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、適格新規暗号資産の性質に関して、暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成29年内閣府令第7号）（以下「府令」という。）第21条第2項各号に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>2 会員は、販売契約を購入者との間で締結する場合は、あらかじめ、購入者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、府令第22条第1項各号に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>3 前二項に基づく説明は、次に掲げる事項の説明を含むものでなければならない。</p> <p>(1) 適格新規暗号資産の販売に関して、会員及び協会による審査が実施されていないこと</p> <p>(2) 購入者が適格機関投資家に限定されていること</p> <p>(3) 適格新規暗号資産に移転制限が付されている旨及び移転制限の内容</p> <p>(4) 移転制限解除事由の内容</p> <p>(5) 販売契約の締結時点で適格新規暗号資産が発行されていない場合はその旨</p> <p>(6) 販売契約の締結時点で適格新規暗号資産が発行されているが引渡しが行われていない場合はその旨</p> <p>(7) 上記(5)又は(6)の場合、適格新規暗号資産の引渡条件</p> <p>(8) 適格新規暗号資産の引き渡しが行われないことがある場合においては、その旨及びそれに関する条件</p>	<p>第8条第2項第8号関係</p> <p>「適格新規暗号資産の引き渡しが行われないことがある場合においては、その旨及びそれに関する条件」とは、例えば、一定の期限までに適格新規暗号資産の発行等がなされない場合は販売契約が終了し、適格新規暗号資産の引渡義務が消滅するとともに、支払済みの販売の対価が返還される等の合意が考えられます。</p>
<p>(購入者からの預託)</p> <p>第9条 会員は、購入者から委託を受けて、当該購入者のために適格新規暗号資産の管理業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する管理業務は、適格新規暗号資産を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置が採られているものに限る。</p>	<p>第9条関係</p> <p>会員が適格新規暗号資産を自身のウォレット上で管理の上、当該ウォレットを凍結する方法によって移転制限が付されることも考えられるほか、購入者が投資事業有限責任組合の場合、投資運用業者等である無限責任組合員（GP）は、金融商品取引法の定めに従って、自己の保有する適格新規暗号資産の管理を暗号資産交換業者等に委託する必要がありますので、かかる場面を念頭に、会員が、購入者から委託を受けて、購入者のために適格新規暗号資産を管理することを認めるものです。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第10条 会員が本規則に基づいて行う適格新規暗号資産の販売業務及び適格新規暗号資産の管理業務</p>	<p>第10条関係</p>

<p>については、協会が別に定める規則のうち次に掲げる規則又は規定を適用しないものとする。</p> <p>(1) 「暗号資産の取扱いに関する規則」</p> <p>(2) 「新規暗号資産の販売に関する規則」</p> <p>(3) 「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」2 条から 4 条、6 条から 18 条、21 条から 24 条</p> <p>(4) 「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」第 3 条、第 4 条、第 13 条、第 14 条</p>	<p>会員が、適格機関投資家以外の者に対して行う適格新規暗号資産の売買等や適格機関投資家以外の者から適格新規暗号資産の預託を受ける行為は「会員が本規則に基づいて行う適格新規暗号資産の販売業務及び適格新規暗号資産の管理業務」には該当しませんので、協会が別に定める規則が適用されることとなります。そのため、「暗号資産の取扱いに関する規則」や「新規暗号資産の販売に関する規則」その他協会が別に定める規則に規定する手続その他法令上の手続を適式に履行しない限り、会員が適格機関投資家以外の第三者に適格新規暗号資産の売買等を行うことや、会員が適格機関投資家以外の第三者から適格新規暗号資産の預託を受けることはできません。</p>
<p>附則（2025 年 3 月 26 日決議）</p> <p>この規則は、2025 年 4 月 9 日から施行する。</p>	<p>附則（2025 年 3 月 26 日決議）</p> <p>このガイドラインは、2025 年 4 月 9 日から施行する。</p>